

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市ホームレス相談支援センター（分室「コミュニティハウスれおん」） 運營業務
発 注 課	保健福祉局総務部保護自立支援課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌市においてホームレスに対する自立相談支援事業及び一時生活支援事業その他の生活困窮者自立支援法に基づく事業をあわせて実施するために設置する「札幌市ホームレス相談支援センター（分室）」（以下「分室」という。）の運営を行うものである。</p> <p>本市におけるホームレス支援では、支援団体の施設定員や対象者の年齢、性別、抱える疾病や障がい等の状況を踏まえると、単独の団体で全ての住居喪失者からの相談に応じることができない現状にあり、複数のホームレス支援団体が協同して事業を実施していく体制が求められる。</p> <p>業務内容は、対象となるホームレスからの相談に応じて課題を把握し、対象者の状況や意思を十分に確認することを通じて、状況にあった支援計画の作成等を行い、一時生活支援事業による衣食住の提供、自立相談支援事業による生活及び就労支援、関係機関との連携により、対象者の自立に向けた包括的、継続的な支援を行うものである。</p> <p>本業務を実施する事業者は、一時生活支援事業を実施するための相応の設備と人員体制を備えているほか、精神障がいや知的障がい疑われる若年層を中心としたホームレスへの支援に関するノウハウを有していなければならない。</p> <p>当該事業者は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法による補助金交付を受け、従前から本業務と同等の内容であるホームレスへの一時宿泊事業を実施してきた実績があり、一時生活支援事業を実施していくための相応の設備と人員体制を備えている。また、当該事業者は法人設立時より、社会から孤立するホームレスを含む精神障がいや知的障がい疑われる若年層への支援に取り組んでいる。以上より、標記事業者は、本業務を適切に遂行できる唯一の事業者である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年2月9日